

報告第 22 号

専決処分の報告について（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 14 日提出

丸亀市教育委員会  
教育長 金丸 眞明

## 専 決 処 分 書

丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月24日

丸亀市教育委員会  
教育長 金 丸 眞 明

### 1 被委嘱者

| 区 分            | 氏 名    | 備 考                           |   |
|----------------|--------|-------------------------------|---|
| 市立小学校長の代表      | 西川 徹   | 小学校長会副会長<br>城南小学校長            | 再 |
| 放課後児童クラブ関係者の代表 | 奥田 勉   | (公財)丸亀市福祉事業団福祉関連事業部長          | 再 |
| 放課後児童クラブ関係者の代表 | 津野 洋美  | (公財)丸亀市福祉事業団「放課後留守家庭児童会事業」支援員 | 再 |
| 放課後子供教室関係者の代表  | 原田 伸二  | わんぱくクラブコーディネーター               |   |
| 社会教育関係者の代表     | 高橋 勝子  | 社会教育委員                        | 再 |
| 児童福祉関係者の代表     | 金丸 繁利  | 丸亀市民生委員児童委員協議会連合会会長           | 再 |
| 児童福祉関係者の代表     | 奥澤 日登美 | 丸亀市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会会長   | 再 |
| 市立小学校PTAの代表    | 井下 由美  | 丸亀市PTA連絡協議会副会長                | 再 |
| 学識経験者          | 野崎 晃広  | 四国学院大学<br>社会福祉学部長補佐           | 再 |
| 関係行政機関の職員      | 好永 邦秀  | 丸亀市こども未来部<br>子育て支援課長          | 再 |
| 地域住民           | 玉井 弘一  | 城坤地区コミュニティ会長                  | 再 |

### 2 委嘱期間

令和4年2月1日から令和6年1月31日まで

3 委嘱理由  
任期満了のため

放課後子どもプラン運営委員会委員名簿（旧）

| 区 分            | 氏 名    | 備 考                               |
|----------------|--------|-----------------------------------|
| 市立小学校長の代表      | 西川 徹   | 小学校長会副会長<br>城南小学校長                |
| 放課後児童クラブ関係者の代表 | 奥田 勉   | (公財)丸亀市福祉事業団福祉関連<br>事業部長          |
| 放課後児童クラブ関係者の代表 | 津野 洋美  | (公財)丸亀市福祉事業団「放課後<br>留守家庭児童会事業」支援員 |
| 放課後子供教室関係者の代表  | 林 絹代   | 法の郷がらくた塾教育活動推進員                   |
| 社会教育関係者の代表     | 高橋 勝子  | 社会教育委員                            |
| 児童福祉関係者の代表     | 金丸 繁利  | 丸亀市民生委員児童委員協議会連<br>合会会長           |
| 児童福祉関係者の代表     | 奥澤 日登美 | 丸亀市民生委員児童委員協議会連<br>合会主任児童委員部会会長   |
| 市立小学校PTAの代表    | 井下 由美  | 丸亀市PTA連絡協議会副会長                    |
| 学識経験者          | 野崎 晃広  | 四国学院大学<br>社会福祉学部長補佐               |
| 関係行政機関の職員      | 好永 邦秀  | 丸亀市健康福祉部<br>子育て支援課長               |
| 地域住民           | 玉井 弘一  | 城坤地区コミュニティ会長                      |